

鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会設置要綱

（目的）

第1条 川内原子力発電所に係る安全性の確認や避難計画の検証など原子力発電所に関する諸課題について、技術的・専門的見地から意見、助言をいただくとともに、県民に対しわかりやすい情報発信などを行うため、鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、県の要請を受け、次の各号に掲げる事項について、確認・検討等を行い、必要な意見、助言を行う。

- (1) 九州電力株式会社川内原子力発電所の安全性に関する確認
- (2) 鹿児島県及び関係市町が策定する避難計画など防災に関する検証
- (3) 県民向けのわかりやすい情報発信に関する検討
- (4) その他(1)～(3)に関連し必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会には座長を置き、座長は、委員の互選で選出する。
- 4 座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第4条 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明を受けることができる。

（分科会）

第5条 委員会に、原発の安全性に関する分科会と避難計画など防災に関する分科会を設置する。

- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、危機管理局原子力安全対策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。